



平成 28 年 10 月 14 日

個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（概要）－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山収 元内閣法制局長官）に諮り、同会議からの「プライバシーの保護を図る観点から、納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容に係る秘匿措置の実施方法や費用等について実態把握し、その情報を地方公共団体に提供すべきである。」等の意見を踏まえて、平成 28 年 10 月 14 日、総務省自治税務局にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には主たる給与所得以外の所得情報（不動産所得、利子・配当所得、一時所得等）や控除情報（障害者、寡婦等）が含まれている。それら他人には知られたくない情報については、プライバシーの保護の観点から秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。

（注）本件は、行政相談委員（滋賀県）が受け付けた相談である。

○ 納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が作成する納税義務者用の特別徴収税額決定通知書（以下「税額通知書」という。）には、特別徴収税額のほか、主たる給与以外の所得（不動産、利子、配当等）の有無、所得控除（障害者、寡婦等）の金額等が記載されることとなっている。

○ 納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の取扱い

税額通知書の記載内容に秘匿措置を講ずることについては、地方税法（昭和25年法律第226号）等の関係法令に規定はない。

○ 市町村における秘匿措置の実施状況

当局が任意に抽出した2都道府県の12市町村のうち、平成27年度までに秘匿措置を実施済み又は28年度に秘匿措置の実施を予定している市町村が9市町村（75.0%）あった。

このほか、平成27年度までに県内の全29市町村で秘匿措置を実施している県がある一方、秘匿措置を実施している市町村が県内41市町村のうち2市町村となっている県がみられた。

○ 秘匿措置を実施していない市町村等の意見

秘匿措置を実施していない市町村では、その課題として、予算が確保できないことなどを挙げている。一方で、秘匿措置を実施している市町村の事例（ノウハウ、経費に係る情報等）についての情報があれば、秘匿措置の実施の促進につながるとしていた。また、当該市町村が所在する都道府県においても同様の意見があった。

（あっせん要旨）

総務省自治税務局は、市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村における秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、納税義務者用の税額通知書の記載内容に秘匿措置を実施する市町村が拡大し、プライバシーの保護が図られることが期待できる。

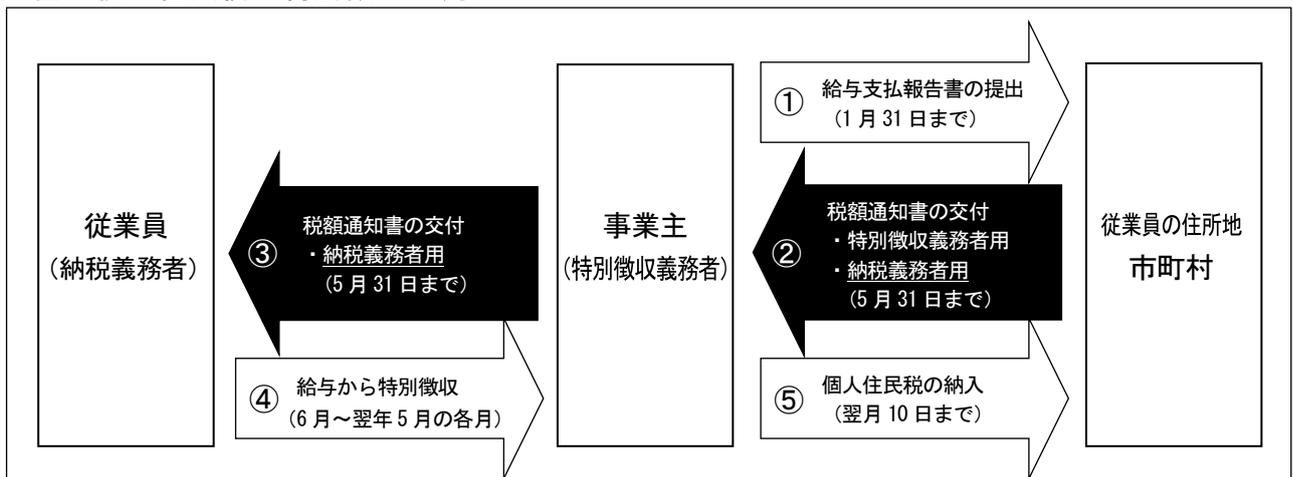
本件に係る制度の概要

1 個人住民税の特別徴収の仕組み

個人住民税は、納税義務者の住所地である市町村が賦課徴収することとなっており、納税義務者が給与所得者（従業員）である場合、当該給与所得者に給与を支払う者（事業主）が、給与から個人住民税を徴収（いわゆる給与天引き）して当該市町村へ納入することとなっている（特別徴収）（地方税法第 41 条第 1 項、第 321 条の 3 第 1 項及び第 321 条の 4 第 1 項）。

そして、給与から特別徴収される個人住民税の税額を納税義務者に通知するために市町村が作成する納税義務者用の税額通知書は、次図のとおり、事業主を経由して従業員に交付されることとなっている（地方税法第 321 条の 4 第 1 項）。

図 個人住民税の特別徴収の流れ



(注) 地方税法等に基づき当局が作成した。

本件に係る調査結果

1 市町村における秘匿措置の実施状況

A県及びB県管内の市町村の中から複数の市町村を抽出し、納税義務者用の税額通知書の記載内容が第三者に見られることのないよう秘匿措置が講じられているかを確認したところ、次表のとおり、平成27年度までに秘匿措置を実施済み又は28年度に秘匿措置の実施が予定されている市町村は、A県で抽出した5市町村中4市町村（80.0%）、B県で同7市町村中5市町村（71.4%）となっていた（計12市町村中9市町村（75.0%））。

表 A県及びB県管内の市町村における秘匿措置の実施状況

(単位：市町村)

区分	A県	B県	計
秘匿措置を実施（注2）	4（80.0%）	5（71.4%）	9（75.0%）
秘匿措置を未実施	1（20.0%）	2（28.6%）	3（25.0%）
計	5（100%）	7（100%）	12（100%）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「秘匿措置を実施」には、平成28年度に秘匿措置の実施を予定していることが明らかな市町村を含んでいる。

また、C県及びD県に対して管内の市町村における秘匿措置の実施の有無を確認したところ、C県では全29市町村で平成27年度までに秘匿措置が実施されていたが、D県では同年度までに秘匿措置が実施されていた市町村は全41市町村のうち2市町村であった。

2 秘匿措置の実施又は未実施の理由、秘匿措置に係る意見

(1) 抽出した 10 市町村

A 県、B 県及び D 県管内から抽出した計 10 市町村（秘匿措置を実施済み又は秘匿措置の実施を予定している 7 市町村及び秘匿措置が実施されていない 3 市町村）に対して秘匿措置の実施又は未実施の理由、秘匿措置に係る意見等について聴取したところ、次のとおりであった。

ア 秘匿措置を実施又は秘匿措置の実施を予定している 7 市町村

- ① 秘匿措置を実施した理由は、他の市町村で秘匿措置が講じられ始めていることや住民からの苦情を受けたことによることが挙げられていた。
- ② 秘匿措置の方法としては、圧着式（5 市町村）と保護シール貼付け（2 市町村）の 2 種類
- ③ 秘匿措置導入による費用の増加は、（金額が把握できた範囲では）最も少ない市町村で約 32 万円、最も多い市町村で約 212 万円となっていた。

イ 秘匿措置が実施されていない 3 市町村

- ① 秘匿措置を実施していない理由は、地方税法上義務付けられていないことや予算が確保できないことなどが挙げられていた。
- ② 秘匿措置の実施を促進するための方策として、総務省（自治税務局）が秘匿措置を実施している市町村の事例（ノウハウ、経費に係る情報等）を取りまとめ、その情報を地方公共団体に提供することが挙げられていた。

(2) 抽出した都道府県

抽出した都道府県に対して秘匿措置に係る意見を聴取したところ、次のとおりであった。

- ① 市町村において秘匿措置が実施されない理由について、予算の確保が難しいことが挙げられていた。
- ② 市町村において秘匿措置の実施が促進されるための方策として、総務省（自治税務局）が秘匿措置を実施している市町村の事例を取りまとめ、その情報を地方公共団体に提供することが挙げられていた。

本件に係る総務省自治税務局の意見

1 現行制度における対応方策について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を經由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者（事業主）が税額通知書を納税義務者（従業員）に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

2 国から地方公共団体に対して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

1 のとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の税額通知書を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

3 税額通知書への秘匿措置の必要性について

1 のとおり、地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、税額通知書に秘匿措置を講ずる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）

構成員は、次のとおり。

- (座長) 秋山 收 元内閣法制局長官
- 江利川 毅 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長
- 小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
- 小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長
- 高橋 滋 法政大学法学部教授
- 松尾 邦弘 弁護士、元検事総長
- 南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長